

2019年9月 制定

2020年8月 改訂

## 日本版スチュワードシップ・コードへの対応について

東邦銀行企業年金基金

### 1. 基本方針

東邦銀行企業年金基金（以下、「当基金」という。）は、「資産保有者としての機関投資家」の立場として、『責任ある機関投資家の諸原則 日本版スチュワードシップ・コード』の受入れを表明します。

当基金は、資金の運用を委託する運用機関（以下「運用受託機関」という）に対し、責任ある機関投資家として投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティ（ESG 要素を含む中長期的な持続可能性）の考慮に基づく建設的な「目的を持った対話（エンゲージメント）」を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的な成長を促すことにより、当基金・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図るよう行動することを要請します。

コード各原則にかかる当基金の方針は以下の通りです。

### 2. 日本版スチュワードシップ・コードの各原則への対応

#### （原則1）

『機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。』

当基金は、年金資産の運用を運用受託機関に委託しているため、委託先の運用受託機関に対して「日本版スチュワードシップ・コード」の受入れを求めます。また同コードに則り、実効的な活動（投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティ（ESG 要素を含む中長期的な持続可能性）の考慮に基づく建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）など）を通して投資先企業の企業価値向上や持続的な成長を促すことを求めます。さらに、運用受託機関のスチュワードシップ活動の「質」に重点を置き、運用受託機関の自己評価などを活用しながらモニタリングを行います。

#### （原則2）

『機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。』

当基金は、投資先企業の選定や議決権行使を自らは行わないため、運用受託機関に対して、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反についての明確な対応方針の策定、公表ならびに遵守を求めます。

(原則3)

『機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。』

当基金は、投資先企業の選定を運用受託機関に委託しているため、運用受託機関に対して、当該運用受託機関の運用方針や投資目的に照らしてスチュワードシップ責任を果たすために必要な投資先企業の状況を的確に把握することを求めます。

(原則4)

『機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。』

当基金は、投資先企業との対話を直接行う立場にないため、運用受託機関に対して、投資先企業との建設的な「目的を持った対話（エンゲージメント）」に当たっては、サステナビリティを巡る運用戦略と整合的で、中長期的な投資先企業の持続的成長に結びつくように意識することを求めます。

(原則5)

『機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。』

当基金は、投資先企業の議決権を直接行使する立場ではないため、運用受託機関に対して、スチュワードシップ責任を果たすための議決権の行使と行使結果の公表にかかる方針を定めること、および当該方針に基づく議決権行使結果について公表することを求めます。また、特に、外観的に利益相反が疑われる議案、議決権行使の方針に照らして説明を要すると判断した議案、投資先企業との建設的な対話に資する観点から重要と判断される議案については、賛否を問わず、その理由を公表するよう求めます。

(原則6)

『機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。』

当基金は、スチュワードシップ責任について運用受託機関を通じて責任を果たす立場にあることから、各運用受託機関に対して、その実施状況に関し定期的に報告を求め、その結果を最終受益者となる当基金の加入者および受給権者へ報告いたします。

(原則7)

『機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。』

当基金は、運用受託機関に対して、投資先企業への深い理解のほか運用戦略に応じた

サステナビリティの考慮に基づく対話を念頭に置き、適切なスチュワードシップ活動を実行するための実力を備えるよう求めるとともに、当期金は運用受託機関のスチュワードシップ活動を適切に判断、評価する実力を備えるよう努めます。

(原則8)

『機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。』

当基金は、機関投資家向けサービス提供者には該当しません。

以 上